

特約条項《抜粋》

別表（手術保険金の支払対象となる手術および支払倍率）

「手術」とは、治療を直接の目的として、器具を用い、生体に切断、摘除等の操作を加えることをいい、下表の手術の種類の欄に掲げる1から96までの手術を指します。吸引、穿刺、抜釘または抜糸等の操作または処置および神経ブロックは除きます。

| 体の部位等 | 支払対象となる手術の種類 | 支払倍率 |
|------------|---|------|
| 皮膚 | 1 植皮術（植皮の面積が25cm ² 未満の手術を除きます。受容者に限ります。） | 10倍 |
| 乳房 | 2 乳房切斷術 | 20倍 |
| | 3 乳腺全摘出術 | 20倍 |
| 筋骨 | 4 頭蓋骨観血手術（5または6に該当する手術を除きます。） | 20倍 |
| | 5 鼻骨観血手術 | 10倍 |
| | 6 上顎骨・下顎骨・顎関節観血手術（歯・歯肉の処置に伴う手術を除きます。） | 20倍 |
| | 7 脊椎観血手術 | 20倍 |
| | 8 骨盤・股関節観血手術 | 20倍 |
| | 9 鎖骨・肩甲骨・肋骨・胸骨観血手術 | 10倍 |
| | 10 四肢切斷術（手指・足指の手術を除きます。） | 20倍 |
| | 11 切断四肢再接合術（骨・関節の離断に伴う手術に限ります。） | 20倍 |
| | 12 四肢骨・四肢関節観血手術（手指・足指の手術を除きます。） | 10倍 |
| | 13 骨移植術（受容者に限ります。） | 10倍 |
| | 14 骨髓炎・骨結核・骨腫瘍手術（膿瘍の単なる切開を除きます。） | 10倍 |
| | 15 筋・腱・韌帯観血手術（手指・足指の手術および筋炎・結節腫・粘液腫手術を除きます。） | 10倍 |
| | 16 慢性副鼻腔炎根本手術 | 10倍 |
| | 17 喉頭全摘除術 | 40倍 |
| 呼吸器 ・胸部 | 18 喉頭部分切除術、喉頭形成術 | 10倍 |
| | 19 気管・気管支の手術（開胸を伴う手術に限ります。） | 20倍 |
| | 20 肺・胸膜の手術（開胸を伴う手術に限ります。） | 20倍 |
| | 21 胸郭形成術 | 20倍 |
| | 22 縱隔腫瘍摘出術（開胸を伴う手術に限ります。） | 40倍 |
| | 23 大動脈・大静脈・肺動脈・冠動脈の手術（開胸または開腹を伴う手術に限ります。） | 40倍 |
| 循環器 ・心臓 | 24 静脈瘤根本手術 | 10倍 |
| | 25 その他の観血的血管形成術（手指・足指の手術および血液透析外シャント形成術を除きます。） | 20倍 |
| | 26 心膜切開・縫合術（開胸を伴う手術に限ります。） | 20倍 |
| | 27 直視下心臓内手術 | 40倍 |
| | 28 体内用ペースメーカー埋込術（開胸を伴う手術に限ります。） | 20倍 |
| | 29 舌全摘除術 | 40倍 |
| 消化器 ・腹部 | 30 耳下腺・頸下腺腫瘍摘出術 | 10倍 |
| | 31 食道離断術（開胸または開腹を伴う手術に限ります。） | 40倍 |
| | 32 その他の食道の手術（開胸または開腹を伴う手術に限ります。） | 20倍 |
| | 33 胃切除術（開胸または開腹を伴う手術に限ります。） | 40倍 |
| | 34 その他の胃の手術（開胸または開腹を伴う手術に限ります。） | 20倍 |
| | 35 肝切除術（開胸または開腹を伴う手術に限ります。） | 40倍 |

| | | |
|------|--|-----|
| | 36 その他の肝臓観血手術（開胸または開腹を伴う手術に限ります。） | 20倍 |
| | 37 胆囊・胆道観血手術（開胸または開腹を伴う手術に限ります。） | 20倍 |
| | 38 膵臓観血手術（開胸または開腹を伴う手術に限ります。） | 20倍 |
| | 39 脾臓観血手術（開胸または開腹を伴う手術に限ります。） | 20倍 |
| | 40 腹膜炎観血手術（開胸または開腹を伴う手術に限ります。） | 20倍 |
| | 41 ヘルニア根本手術 | 10倍 |
| | 42 虫垂切除術 | 10倍 |
| | 43 直腸脱根本手術 | 20倍 |
| | 44 その他の腸・腸間膜の手術（開腹を伴う手術に限ります。） | 20倍 |
| | 45 痔瘻・脱肛・痔核根本手術 | 10倍 |
| 泌尿器 | 46 腎移植術（受容者に限ります。） | 40倍 |
| | 47 その他の腎臓・腎孟観血手術（経尿道的操作を除きます。） | 20倍 |
| | 48 尿管・膀胱観血手術（経尿道的操作を除きます。） | 20倍 |
| | 49 尿道形成術（経尿道的操作を除きます。） | 10倍 |
| | 50 尿瘻閉鎖観血手術（経尿道的操作を除きます。） | 20倍 |
| 性器 | 51 陰茎切斷術 | 40倍 |
| | 52 睾丸・副睪丸・精管・精索・精囊観血手術 | 20倍 |
| | 53 前立腺観血手術（経尿道的操作を除きます。） | 20倍 |
| | 54 帝王切開娩出術 | 10倍 |
| | 55 子宮外妊娠手術 | 20倍 |
| | 56 子宮全摘除術 | 40倍 |
| | 57 子宮の手術（開腹を伴う手術に限る。54、55または56に該当する手術を除きます。） | 20倍 |
| | 58 その他の子宮観血手術（人工妊娠中絶術を除きます。） | 10倍 |
| | 59 卵巣・卵管の手術（開腹を伴う手術に限ります。） | 20倍 |
| | 60 その他の卵巣・卵管観血手術 | 10倍 |
| | 61 膀胱脱観血手術 | 10倍 |
| | 62 下垂体腫瘍摘除術 | 40倍 |
| 内分泌器 | 63 甲状腺観血手術 | 10倍 |
| | 64 副腎摘除術（開腹を伴う手術に限ります。） | 20倍 |
| | 65 頭蓋内観血手術（開頭を伴う手術に限ります。） | 40倍 |
| 神経 | 66 神経観血手術（手指・足指の手術および神経ブロックを除きます。） | 20倍 |
| | 67 観血的脊髄腫瘍・脊髄血管腫摘出術 | 40倍 |
| | 68 脊髄硬膜内外観血手術 | 20倍 |
| | 69 涙小管形成術 | 10倍 |
| 視器 | 70 涙囊鼻腔吻合術 | 10倍 |
| | 71 結膜囊形成術 | 10倍 |
| | 72 角膜移植術 | 10倍 |
| | 73 観血的前房・虹彩・硝子体・眼窩内異物除去術 | 10倍 |
| | 74 虹彩観血手術 | 10倍 |
| | 75 緑内障観血手術 | 20倍 |
| | 76 白内障・水晶体観血手術 | 20倍 |
| | 77 硝子体観血手術 | 20倍 |
| | 78 網膜剥離症観血手術 | 20倍 |
| | 79 眼球摘除術・組織充填術 | 20倍 |
| | 80 眼窩腫瘍摘出術 | 20倍 |
| | 81 眼筋移植術 | 10倍 |
| | 82 レーザー・冷凍凝固による眼球の手術 | 10倍 |

| | | |
|-----|--|-----|
| 聴器 | 83 鼓膜・鼓室形成術 | 20倍 |
| | 84 乳様洞削開術 | 10倍 |
| | 85 中耳根本手術 | 20倍 |
| | 86 内耳観血手術 | 20倍 |
| | 87 聽神経腫瘍摘出術 | 40倍 |
| 新生物 | 88 悪性新生物根治手術 | 40倍 |
| | 89 悪性新生物温熱療法 | 10倍 |
| | 90 その他の悪性新生物手術 | 20倍 |
| | 91 新生物根治放射線照射（一連の照射をもって50グレイ以上の照射を受けた場合に限ります。） | 10倍 |
| その他 | 92 その他の開頭を伴う手術（穿頭を伴う手術を含みます。） | 20倍 |
| | 93 その他の開胸または開腹を伴う手術 | 10倍 |
| | 94 内視鏡、血管カテーテルまたはバスケットカテーテルによる脳・喉頭・胸部臓器・腹部臓器・四肢の手術（検査・処置を除きます。） | 10倍 |
| | 95 衝撃波による体内結石破碎術 | 10倍 |
| | 96 1から95までの手術の種類のいずれにも該当しない手術で、別表（公的医療保険制度）によって保険給付の対象となる別表（診療報酬点数表）により手術料の算定されるもの | 5倍 |

(1) 開頭を伴う手術とは、頭蓋腔を開き、露出した状態で、頭蓋腔内に操作を加える手術をいいます。

なお、頭蓋腔とは、頭蓋骨によって、形成される脳頭蓋の腔（眼窩、前頭洞、乳様洞、鼓室および蝶形骨洞を除きます。）をいいます。

(2) 開胸を伴う手術とは、胸腔を開き、露出した状態で、胸腔内に操作を加える手術をいいます。

(3) 開腹を伴う手術とは、腹腔を開き、露出した状態で、腹腔内に操作を加える手術をいいます。

なお、腹腔とは、腹膜腔、腹膜後腔（隙）および骨盤腔をいいます。

(4) 観血手術とは、皮膚等に切開を加えて、病変部等を露出し、直達的に操作を加える手術をいいます。

(5) 移植については、被保険者が受容者となる手術に限ります。

(6) 悪性新生物根治手術とは、悪性新生物の原発巣および浸潤した隣接臓器を切除、摘除または摘出（剔出）し、転移した可能性のある周辺のリンパ節を郭清する手術をいいます。転移・再発病巣のみを切除、摘除もしくは摘出（剔出）し、または、転移・再発病巣とその周辺部分のみを合わせて切除、摘除もしくは摘出（剔出）する手術は悪性新生物根治手術には該当しません。

(7) 輸血、移植骨髄穿刺、骨髄移植、臍帯血移植、術中術後自己血回収術は手術には含まれません。

(8) 1つの手術を受けた場合で、その手術が複数の手術の種類に該当するときは、これらの手術の種類のうち支払倍率が最も高いいずれか1つの手術の種類に応じた支払倍率を適用します。ただし、脳、喉頭、胸部臓器、腹部臓器または四肢の手術（悪性新生物根治手術を除きます。）のうち内視鏡、血管カテーテルまたはバスケットカテーテルによる手術は、94の手術の種類に応じた支払倍率（10倍）を適用します。

(9) 82、89、91、94および95の手術の種類に該当する手術において、1つの疾病または1つの不慮の事故による入院（無配当傷害入院特約および無配当傷害入院特約（学資保険（H24）用）においては、1の不慮の事故による入院のみとなります。）にかかるものについては、1回の支払を限度とします。この場合、1回の支払を限度とするために手術保険金が支払われない手術は、96の手術の種類に該当しません。